

1. 件名

三菱原子燃料株式会社による加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談

2. 日時

令和3年12月15日（水） 15時10分～15時40分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部  
審査グループ 核燃料施設審査部門  
小澤安全管理調査官、有田安全審査官

三菱原子燃料株式会社  
安全・品質保証部 部長 他5名

5. 要旨

（1）原子力規制庁（以下「規制庁」という。）から、令和3年12月10日の面談において説明を求めた三菱原子燃料株式会社（以下「三菱原子燃料」という。）の設計及び工事の計画の認可（以下、「設工認」という。）申請書で「変更なし」と区分した分析設備について、12月14日の原子力規制検査において、一部で設工認の認可後に架台の更新を行っていたことを確認したことから、これらの区分を「更新」ではなく「変更なし」とした考え方を説明するよう求めた。

（2）三菱原子燃料から、以下のとおり回答があった。

○変更区分については、既認可の設工認で申請対象であったかにかかわらず、今般の新規制基準適合性に係る設工認の認可後に工事を行わない設備を「変更なし」としている。

○今回の架台の更新については、耐震評価に係わる取付金具、アンカーボルト等を既存のものから更新していないこと、更新した架台は汎用品であることから、「変更なし」とした。

○設工認に記載されている変更区分の定義に照らせば、「更新」が適切な記載であったと考える。

(3) 規制庁から、以下について速やかに確認し、確認結果を説明するよう指示した。

- 分析設備を所管する課から説明のあった上記の認識は、三菱原子燃料全体としての認識か。
- 設工認を申請するにあたって、申請書については、どの職位まで確認した上で、承認されるのか。承認行為に関わった者全員が、上記の認識で申請書を確認したのか。
- 新規制基準対応に係る設工認において、全ての申請対象設備で今回と類似の事例がないか速やかに確認し、確認結果及び確認結果を踏まえた今後の対応について整理すること。

(4) 三菱原子燃料から、本日の面談を踏まえて速やかに対応する旨の発言があった。

6. 配布資料 なし